

令和2年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年8月21日（金）

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田
 労働者側 大島、瀧、立石、土田、中村
 使用者側 綾田、窪田、篠原、友國、濱田

議 題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の
 申出について
 (2) その他

【賃金室長】 定刻になりましたので、ただ今から令和2年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、また、連日の猛暑の中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、高塚委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は、香川県労働組合総連合から3名の方が傍聴されております。

次に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料No.1 香川県最低賃金の改正決定について(答申) (写)

資料No.2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書(写)

資料No.3 異議申出書(写)

以上でございます。

不備等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、柴田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【柴田会長】 本日の会議次第は、お手元に配付しているとおりで
す。

早速審議に入ります。「香川地方最低賃金審議会の意見に関する
異議の申出」について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきまして
は、本年6月30日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に
対して、改正決定についての諮問を行い、その後2回の本審及び4
回の専門部会での審議を経て、本年8月5日の第4回本審におきま
して結審し、局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第12条に基づく異議の
申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地
方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでござ
います。

この異議の内容につきましては、お手元の資料No.2と資料No.3の
それぞれの申出書（写）のとおりでございます。

それでは、この異議申出についてご審議いただくため、香川労働
局長より諮問を行わせていただきたいと存じます。

【柴田会長】 それでは、この件について香川労働局長から諮問を
受けます。

（局長から会長に諮問文を手交）

【柴田会長】 それでは、事務局は諮問文の写しを配付して読み上
げてください。

（事務局より各委員に諮問文（写）を配付）

【賃金室長補佐】 それでは、諮問文を読み上げます。

本文中の別添につきましては、資料No.2及び資料No.3のとおりで
すので、読み上げは割愛させていただきます。

香労発基 0821 第1号

令和 2 年 8 月 21 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンから、別添のとおり最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

香川労働局長から諮問を受けましたので、ただ今から審議致します。

初めに、事務局より、異議申出の内容について説明をお願いします。

【賃金室長】 異議申出の概要について説明させていただきます。

お手元の資料の 5 頁、資料 No. 2 についてでございますが、香川県労働組合総連合からのものがございます。

異議内容といたしましては、2013 年以降昨年まで、7 年連続して二桁の引上げの答申であったことについては関係者の尽力に敬意を表するが、専門部会の議論経過が明らかにならず、示された引上げ額を客観的に見れば異議申出せざるを得ない。

また、この金額では、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近、地域間格差の解消も十分にはかることはできず、大幅な上積みが必要である。ついでには再審議を行い、意見を改定額に反映することを要望する。ということでございまして、理由につきましては、

1 「憲法の生存権を見据えた水準に」

香川県最低賃金の 115% 以内の賃金で働く県内労働者の割合は 6 % であることから、最低賃金の大幅引き上げが県内企業に与える影響は少なく、最低賃金の大幅引き上げが定住人口の確保と地域の活性化につながると考えている。

令和 2 年 3 月に香川県が発表した「香川県ひとり親家庭等自立

促進計画」では、県内の母子世帯数が増加し続けており、平成 30 年 8 月アンケートでは、世帯主（母親）の 38.3%が臨時雇用・派遣社員で、世帯収入 150 万円未満が 32.3%を占めている。また、「生活が苦しい・やや苦しい」と答えた方は 69.2%に上っている。

憲法では「健康で文化的な生活」、労働基準法第 1 条では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」、また、最低賃金法第 1 条では「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資する」旨定められているが、現行の最低賃金では、これらを達成することができないのではないかと。

- 2 「早期に 800 円以下をなくし、2020 年までに平均 1,000 円に」
2010 年の雇用戦略対話において、「2020 年までにできるだけ早期に最低 800 円、平均 1,000 円」を政労使で合意した。

昨年の最低賃金の改定では全国加重平均が 901 円であって、合意額より 100 円近く低く、今年の答申額 2 円では到底到達できない。

イギリスをはじめとした多くの先進国が最低賃金の大幅引き上げを行い、内需拡大を図っていることから、いま行うべきことは最低賃金の引き上げである。

- 3 「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」

今年の答申では、東京都と香川県の最低賃金の差は 193 円と少し縮まったが、依然として 200 円近い差がある。

地域間格差は、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出を促し、さらにこれが若年層、子育て世代に集中している。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させている。

「人口減少」、「自治体消滅の危機」などが県内各自治体でも問題化するなか、全労連が目指す「全国一律最低賃金制度の確立・最低賃金 1,500 円」要求に県内の自治体の首長や幹部の方から、多くの賛同を得た。

全労連が全国で、同一方式により取り組んでいるマーケットバスケット方式による「最低生計費試算調査」によると、香川県において25歳の単身者が、憲法25条が保障する最低限の生活をするには「月額22万円が必要」との結果となった。

これを香川県の平均労働時間の150時間で割ると1,475円となる。

全国の調査で明らかとなったように生計費に大きな違いがないのであれば地域間格差を正当化する根拠は見当たらないため、早期に「全国一律最低賃制度」の導入が必要となる。

4 中小企業支援策の拡充は待ったなし

最低賃金の引き上げは企業にとってはコストアップとなるが、安定した生活が営める賃金が保障されるなら、労働者は職場に定着し、生産性も高まる。

コロナ禍において、中小企業の経営困難性は十分理解できるため、最低賃金の引き上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要である。

中央最低賃金審議会だけでなく各地方審議会においても、大規模な中小企業支援が急務である点については労使の一致を見ている。

欧米の支援策に比べると貧弱であるため、業務改善助成金だけでなく、各種の助成策、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の軽減・免除策、また、公正取引の監視強化、「適正取引のあり方」を改善させることも重要である。

- 5 以上より、今年度の答申を認めることはできず、中央最低賃金審議会の目安を示せなかった今年度こそ、地域間格差を縮小する絶好の機会であり、最低生計費の視点から、再審議して少なくとも時間額1,000円以上に上積み議論を行うよう求める。
- というところでございます。

続きまして、資料の9頁の資料No.3でございますが、香川連帯

ユニオンからのものごさいます。

異議内容といたしましては、(1)最低賃金そのものが安すぎる。理由といたしましては、今回審議されて出された820円という最低賃金で、香川県民は生活できるのか、具体的データに基づいた検証を行ったのか。具体的なデータに基づいた検証結果があれば、ウェブサイトなどで情報公開して欲しい。

例え時給が1,000円であったとしても、通勤手段としての自家用車にかかる経費、家賃、水光熱費、食費、通信費、冠婚葬祭費など香川で実際に生活する費用は多く、子供や老人が家族にいればさらに出費は多くなるため、十分とは言えない。

憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されているが、憲法第25条の趣旨に則った金額を求めるものである。

異議内容の(2)としましては、金は政府が持っている。この理由としまして、政府は税金として国民から徴収した金を持っている。

各企業においては、香川県最低賃金を引き上げることによって賃金上昇分の負担が発生するため、政府が支援することにより、最低賃金を人間が人間らしく生きていける水準まで引き上げて欲しい。ということで、申出内容の概要としましては以上でございます。

【柴田会長】 ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただいたわけですが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいておりますので、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

申出者から、意見陳述をしていただいでよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【柴田会長】 それでは意見陳述を認めますので、陳述者は所属・氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

【香川県労働組合総連合 岩部議長】 香川連労連の議長をやって

おります岩部と申します。意見を述べる機会を与えていただいたことに感謝いたします。

まず、最初に断っておきたいんですが、私どもの四国の4県の代表たちが集まった会議が先日ありました。その中で四国の各県の最低賃金の状況という部分をお話し合いましたが、私どもの香川県においては、申出書のほうにも書かしていただいたんですが、2円に決まった経緯が一切挙がっていないので、そのことについて、今まで、多分労使双方で協議された内容と重なっているかも分からないんですが、そこら辺のことについてはご了承いただけたらなと思っています。

ある県では、大体概要を、この答申のときの審議会で、こういう話し合いが行われましたよということを公表されています。小委員会の委員長のほうからそういう報告があって、どういう経過でどういふふうになって、最終的にこういうのが決まりましたと、そういうことが報告されるということで、私らのほうも、香川県の審議会でもそういうことをやっていただけたらということは、お願いしたいなと思っています。

まず、最低賃金がやはり私たち労働者の生活を支える賃金であるということをご理解いただけたらと思います。全労連の最低賃金のDVDに出てくるのは、愛媛県でシングルマザーの方が出てきます。その方は最低賃金でどうしても働かないといけないということで、子育てをしながらトリプルワークをやられていました。そうしないと食っていけない、そうでないと生活できない、そういう方がいらっしゃるのです、そういう方たちを温めるためにも最低賃金の大幅アップというのは必要じゃないかな、そういうふうになっています。

2点目は、政労使の合意なんですが、20年までに1,000円という、私たちには歓迎すべき合意がなされましたが、コロナ禍で延ばすという形になっているだろうと思いますが、1,000円に到達するために、やっぱり平均で900円しかないのです、100円以上上げないとい

けない。来年はそれだけ上げていただけるのか、そういうこともないままに、この2円というのを、私たち労働者が受け入れる、そういうことはできないという異議申立ての趣旨になります。

それから、私たち全労連は全国一律の最低制度、これの確立を目指しています。2020年に法改正を目指すという運動をやっています。私たち、7月の頭に県内の各自治体を回りましたら、どの自治体の長も、やはり全国一律最賃制度でないと人口減少に歯止めがかからない、このコロナを契機に、やはりそういう形で地方の声を全国に届けたい、そういうふうに賛同をいただきました。そういう意味では、やはり香川は、地方から東京一極集中を避けられるようなこの賃金制度を変えていきたい、そういうふうに思っていますので、香川の審議会の委員の皆さんも真剣に議論していただけたらと思います。

それから、これもコロナ禍で中小企業が厳しいと記載されていますが、香川の場合は40%しか、15%以内の労働者がいません。本当に、全国見ても一番少ないパーセンテージです。香川が率先して最賃を大幅に引き上げ、全国の先陣を切っていただきたい、そういう気持ちもありますので、それに伴う中小企業支援、審議会の皆さんは生産性向上のための労働力、それを拡充するようというふうに言われますが、私どもはやはりそれだけでは足りないと思っています。ユニオンさんの異議申出書にもあるように、やっぱり、世帯補償、税金の減免、こういう形でやるということをやらないと、なかなかできないと思います。コロナ禍で税金の減免とか、補助金とか、そういう話を多くできています。それを中小企業の方に引き続き、これからもやっていただきたい、そういう点について、私たち労働者の賃金を上げていただきたいなど、そういうふうに思っています。

1,500円というのが私どもの目標ですが、取りあえず最低賃金を1,000円にすべく努力をいただきたいなどということで、私の意見のほうを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【柴田会長】 それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しやただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まずご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。まず、労働者側代表委員お願ひします。

【立石委員】 労働者を代表する委員の1人として、一言述べさせていただきます。私は、委員の1人の連合香川の立石と申します。よろしくお願ひいたします。

香川県労連様、そして香川連帯ユニオン様から異議の申立てがありましたので、それに基づいてお答えさせていただきたいと思っております。

香川県労連様の異議の申立ての中でも記載されておりますとおり、最低賃金法第1条の趣旨、そして実質賃金の低下など、そして雇用戦略対話の合意、そして地域間格差の是正、こういったところ、私たちも審議の場で主張した経緯にあります。書かれている内容につきましても理解できるものであります。並びに香川連帯ユニオン様からの異議の申立てにつきましても、最低賃金そのものが安過ぎる、このことについて、大同小異はございますが、審議の場においても、ここにつきましても主張はしてまいりました。また、金は政府が持っているにつきましても、中小企業、小規模事業者への支援策、そして取引価格などの改善、これについても国への要請をするよう申し述べてまいりました。

私たちは、最低賃金近傍で雇用されている労働者の方々が、このコロナ禍による現下の厳しい情勢を何としても乗り越えていくために、さらに個人消費を喚起させて、地域の経済の好循環を実現していくためにも最低賃金の引上げによる暮らしの底上げが求められていることを主張してまいりました。しかしながら、この状況下、中央最低賃金審議会より2020年度地域別最低賃金の改定について、引上げ額の目安を示すのが困難であり、現行水準を維持することが適当との結論が示されました。この目安額が示されなかったのはり

ーマン・ショックの翌年、2009年以來11年ぶりとなりました。その後の審議でも、貴組合が求められている雇用戦略対話の合意や地域間格差の是正、これについても加えて述べてきたところでございますし、さきにも申し上げましたように、私たちは目安額が示されない、「引上額の目安を示すことが困難」との見解が示されて以降、地域の実情を踏まえた上で、最低賃金法第1条の趣旨に添い、県内の労働者を取り巻く状況を訴えてきた中で、使用者の方々との意見に大きな隔たりがありました。本審では全会一致には至りませんでした。このことは私たちの意見が届かないものの、公労使が真剣に議論を尽くした結果として、真摯な気持ちで受け入れたいと思いません。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が、雇用・生活・経済に大きな影響をもたらしている中で、この審議となりました。改めて国へ、取引条件や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることを、中小企業、小規模事業者への有効な支援策を充実することで、最低賃金のさらなる引上げにつながるものと考えております。

以上、異議審に当たり申し述べさせていただきます。加えまして、先ほどご質問がありましたけれども、賃上げの経過につきましても、ここで私が述べるとあれかもしれませんが、我々としては最初20円、これは地域、これまで要求してきた、我々の申し述べてきた内容を額に表した額であります。それを要求し、確かにこれは、1,000円には届きませんし、我々の思いとしても1,000円以上を目指しているところではありますが、こういった事情を勘案した中で決めた額であります。そしてその審議会の中で、専門部会の中でこの2円に至ったという経緯であります。ここにつきましても非常に激論を交わしてきたと私は思っております。非常に苦しいとは思いますが、思いは1,000円というところは変わりありませんし、それ以上を目指しているところでございます。その辺りにつきましても労連様、

そして香川ユニオン様につきましても思いは一緒でありました。

来年についても上げられるのか、その保証はあるのかというところにつきましても、我々としても鋭意努力してまいりたいと思っております。全国一律のところにつきましても、中央のほうで我々の代表者が論議をしているところでございますので、一步一步前へ進めてまいりたいということで行っております。また、中小のところにも先陣を切ってメスを入れてもらいたいということでございますので、ここにつきましても、我々としても一步一步進めてまいりたいと思っております。

最後に申し述べられましたとおり、1,000円ということをお聞きしました。1,500円という目標があるのに加え、1,000円という、ここが最低だということは何としても早く達成してくれという思いだと思います。我々としても1,000円以上は必須と思って取組を進めておりますが、なかなか、現状進むことができないというところでございます。思いは一緒ということで、これに至った経緯も含めて述べさせてもらいました。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。続いて使用者側代表委員からお願いします。

【窪田委員】 それではまず、私、窪田から意見を述べさせていただきます。

先ほど、香川県労連様、また、労働者側の立石委員からのお話をお聞きしまして、一定の理解はできる点もありますし、また、労使は対立ではなく、真摯に向き合いながら企業と雇用を守っていくべきと考えているところです。その上で、現在の企業を取り巻く状況を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響は、ご承知のように、強く、かつ長く続いております。また、感染拡大の収束時期も見えない状況です。内閣府が8月17日に発表しました今年4月から6月のGDPの速

報値では、実質で前期比 7.8%の減、また、この状態が1年続いた場合の年率換算は 27.8%となり、リーマン・ショック後の 2009 年 1 月から 3 月期の年率 17.8%を上回る、戦後最悪のマイナス成長となるとされております。

国内の消費の落ち込みだけでなく、世界的な感染拡大によって輸出入も急速に減少して、内外需ともに総崩れの状況となり、今後の業績の先行きも大変厳しいものがあります。香川県内の企業におきましても、直接の商談ができず、大きな商機を逃している企業もありますし、観光業や飲食業、交通機関なども大きな影響を受け、不安が全く払拭できない状況であります。

そうして、中央最賃審議会の目安小委員会では、現下の厳しい状況、感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、現行水準を維持することが適当との公益見解が示されました。これは労働者側の意見も十分聞いて、審議を重ねた上での見解と思えます。現在、厚生労働省が 8 月 18 日に発表した、感染症に関連する解雇や雇い止めは、見込みを含めて 45,000 人を超えております。香川県内でも 200 人を超える人数となっております。

また、感染は流行の第 2 波の到来ともいうような状況となっており、県内においても日々感染者が発生しています。そのような状況下で、香川県の最低賃金は、使用者側としては引上げの凍結を求めている中で、また今回、同じ C ランクの都道府県が引上げ凍結や、プラス 1 円という改定が相次ぐ中で、プラス 2 円での結審となりました。様々な助成金を活用しながら、会社と雇用を必死に守っている県内の使用者側にとりましては、非常に苦しい中での引上げということになります。

日々、感染リスクにさらされながら、中小、小規模事業所は歯を食いしばって頑張っており、今年の賃上げもできなかった企業もある中で最低賃金が引き上げられたこと、また、818 円から 820 円と

いう、20円台に乗ったという重みも感じているところです。

今般審議しました最低賃金に対して、今後、法令遵守にしっかり努めていくとともに、雇用も守っていきたいと考えておりますが、国や自治体からの引き続きの、特に中小・零細企業への支援をお願いしたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

【柴田会長】 ありがとうございます。

香川県労働組合総連合、岩部議長様から陳述いただきましたが、異議の内容といたしましては、2013年以降昨年まで、7年連続して二桁の引上げの答申であったことについては関係者の尽力に敬意を表するが、専門部会の議論経過が明らかにならず、示された引上げ額を客観的に見れば異議申出せざるを得ない。この金額では、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近、地域間格差の解消も十分にはかることはできず、大幅な上積みが必要である。ついでには、再審議を行い、意見を改定額に反映させて欲しい。ということでございました。

次に香川連帯ユニオンからは、最低賃金そのものが安すぎる。金は政府が持っている。ということで、異議を申し出るので十分な検討をお願いしたい。ということでした。

このことについて中小企業の苦しい実情も理解しつつ、労働者の立場から、その現状やあるべき姿についての考えを意見表明いただき、異議内容、理由を十分にお伺いしました。

また、労働者側、使用者側からもご意見を拝聴させていただきました。

当審議会におきましては、申出者のおっしゃられる陳述については、労働者側の委員から強く主張されておりました。また、使用者側の委員からは現在の経済状況、特に中小企業の置かれている環境等が述べられまして、双方が譲歩の精神で何とか妥協点を探ったところですが、残念ながら意見の一致をみず、採決の上でプラス2円

ということで、答申いたしました。

申出者のご意見に理解できる部分もございますが、なおここで8月5日の答申内容を改めて変更させ得るものではないと考えます。

したがいまして、「令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」という結論といたしたいと思いますが、各側の委員、この結論でご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【柴田会長】 ありがとうございます。同意をいただきましたので、この旨、答申いたしたいと思います。

答申文につきましては、会長一任とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、答申文を作成しますので、しばらく休憩とします。

【賃金室長】 5分程度時間をいただければと思います。

(答申文作成のため5分程度休憩)

【柴田会長】 それでは再開いたします。

事務局は答申文(案)を配付して読み上げてください。

(事務局より各委員に答申文(案)(写)を配付)

【賃金室長補佐】 答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和2年8月21日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和2年8月21日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。
以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の答申文（案）でよろしいですか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

【柴田会長】 それでは、（案）を取って、答申いたします。

（会長より局長に答申文を手交）

【本間労働局長】 私から一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、早速ご審議の上、只今答申をいただきありがとうございます。

香川県最低賃金につきましては、6月30日の改正決定の諮問以降、本審を4回、専門部会を4回にわたり開催して熱心にご審議をいただきまして結論がとりまとめられ、本日、異議の申立につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして令和2年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、10月1日発効に向けて事務手続きを進めさせていただきます。

また、改定されました最低賃金額につきましては、その周知に努めますとともに、確実な履行確保に努めて参ります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【柴田会長】 ありがとうございます。それでは、本日の答申後

のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月1日の官報公示を経て、10月1日法定発効という流れとなります。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました8月24日（月）10時からの審議会はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 今後、行政においては、最低賃金についての広報の推進及び履行の確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者の生産性の向上等のための効果的な支援等に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。

その他、事務局より何かございますか。

【賃金室長】 この後、委員の皆様は、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

ないようですのでこれをもって、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

――了――